

●是非、読んでください。 「長崎平和宣言」

「ノーモア ヒバクシャ」

この言葉は、未来に向けて、世界中の誰も、永久に、核兵器による惨禍を体験することがないように、という被爆者の心からの願いを表したものです。その願いが、この夏、世界の多くの国々を動かし、一つの条約を生み出しました。

核兵器を、使うことはもちろん、持つことも、配備することも禁止した「核兵器禁止条約」が、国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成で採択されたのです。それは、被爆者が長年積み重ねてきた努力がようやく形になった瞬間でした。

私たちは「ヒバクシャ」の苦しみや努力にも言及したこの条約を「ヒロシマ・ナガサキ条約」と呼びたいと思います。そして、核兵器禁止条約を推進する国々や国連、NGOなどの、人道に反するものを世界からなくそうとする強い意志と勇気ある行動に深く感謝します。

しかし、これはゴールではありません。今も世界には、1万5千発近くの核兵器があります。核兵器を巡る国際情勢は緊張感を増しており、遠くない未来に核兵器が使われるのではないかと、という強い不安が広がっています。しかも、核兵器を持つ国々は、この条約に反対しており、私たちが目指す「核兵器のない世界」にたどり着く道筋はまだ見えていません。ようやく生まれたこの条約をいかに活（い）かし、歩みを進めることができるかが、今、人類に問われています。

核兵器を持つ国々と核の傘の下にいる国々に訴えます。

安全保障上、核兵器が必要だと言い続ける限り、核の脅威はなくなりません。核兵器によって国を守ろうとする政策を見直してください。核不拡散条約（NPT）は、すべての

加盟国に核軍縮の義務を課しているはずですが、その義務を果たしてください。世界が勇気ある決断を待っています。

日本政府に訴えます。

核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると明言しているにも関わらず、核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できません。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください。日本の参加を国際社会は待っています。

また、二度と戦争をしてはならないと固く決意した日本国憲法の平和の理念と非核三原則の厳守を世界に発信し、核兵器のない世界に向けて前進する具体的方策の一つとして、今こそ「北東アジア非核兵器地帯」構想の検討を求めます。・・・以下省略。

2017年8月9日 長崎市長 田上富久

●生健会北九協議会 市長への予算要望

（教育・雇用・医療・建築・下水道は省略）

◆高齢者・障害者のために

- ①一人暮らしの孤独死・孤立死といわれる状況が続いています。民間まかせではなく、命をつなぐネットワーク事業の充実をはかり、地域の見守り対策と孤独死防止対策を充実させてください。
- ②高齢者の社会参加を促進するために、西鉄バス、モノレールなどでも使える敬老無料パス制度をつくってください。敬老祝い金は減らさずに拡充してください。
- ③高齢者への熱中症対策を引き続き充実してください。
- ④障害を持つ人が人として平等に尊重される対策を充実してください。
- ⑤障害を持つすべての人が地域で生活し、活動できるようグループホーム、ケアホームなどの施設の設置など対策を充実してください。

◆介護保険制度

- ①介護保険料を軽減し、低所得者に対する減免制度の改善をしてください。
- ②低所得の市民も必要な介護サービスを利用できるように、利用料の減免制度をつくってください。利用料の引き上げで負担を増やさないようにしてください。一定の所得基準以上の人の負担割合を1割から2割に引き上げをやめてください。
- ③介護サービス利用を抑制する認定制度を改善し、要支援1、2該当者を「地域支援事業」に移さず、福祉の専門職のサービスが受けられるようにしてください。家事援助サービスなどを充実させてください。
- ④特養ホームなど入所施設を増設し、待機者をなくしてください。在宅福祉サービスを充実させてください。
- ⑤無年金・低年金など所得が少ないために、保険料を滞納していた要介護者に対してペナルティーを行わないでください。

◆国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

- ①国民健康保険料を大幅に引き下げ、低所得者の生活実態に合わせたものにしてください。
- ②国保の広域化で保険料の負担が増えないようにしてください。短期保険証、資格証明書が増えないように改善してください。
- ③医療費窓口一部負担金減免の制度は、所得の低い人が使いやすい制度となるように改善してください。

◆生活保護関係

- ①生活保護の実施にあたっては、申請権、受給権の侵害をしないようにしてください。生活保護が市民のセーフティネットであり、利用することは法的権利であることを明確にし、申請に来た人が口頭で申請を求めたときは、これを認めてください。申請書は各福祉事務所のカウンターに置いてください。
- ②一括同意書について、5項目の例示は誤解を招くので削除してください。申請者とその「世帯員」に対する以外の調査を行うものではないことを丁寧に説明し、提出を強制しないでください。また保護廃止後は速やかに廃棄し、

自立した人を犯罪者扱いすることは止めてください。

- ③扶養義務者に対する調査や通知については扶養することが保護を受ける前提や要件でないことを明らかにし、申請者の同意や家族関係、扶養義務者との関係も十分に配慮し、強要をしないでください。
- ④12カ月ごとの資産申告書の強要はやめてください。申告は資産の変動があったときに限定し、人権侵害の現金の確認や通帳の提出はやめてください。
- ⑤熱中症対策も含めた夏季加算の新設を国に要望してください。必要性、緊急性の観点から北九州市独自で夏季の電気代の補助を出してください。またエアコンを一時扶助で支給出来るようにしてください。
- ⑥保護申請者の決定までの期間は、法律で定められた14日以内を守ってください。
- ⑦就労指導は、自立助長につながるように、本人の心身状態、適性などに十分配慮し、本人の意思に反した押しつけ・強制にならないよう、丁寧なケースワークでやってください。
- ⑧後発医薬品が体質に合わない人もいるので、後発医薬品使用を強制することはやめてください。
- ⑨「住生活基本計画」に沿った住居を確保できるように住宅扶助を福岡市並みに引き上げてください。転居によって自立の阻害のおそれがある場合、近隣に住宅扶助基準以下の家賃の住居がない場合に特別基準を認めてください。共益費は住宅扶助で支給してください。
- ⑩自動車の保有、使用の条件を緩和してください。日常生活用具に含まれるバイクについては、基本的に保有が認められていることを周知徹底させてください。
- ⑪生命保険等の給付金、災害による見舞金、交通事故の慰謝料、年金遡及金などについて自立更生の費用を認めてください。
- ⑫一人暮らしの保護受給者が死亡したときの家財処分料は、行政が負担してください。
- ⑬一時扶助等の申請時の2社以上の見積書の添付は改善してください。
- ⑭住宅扶助費・生活扶助費の切り下げ、加算の縮小・廃止などを撤回・中止するように国に要請をしてください。